

21 日 獣 発 第 144 号  
平成 21 年 8 月 28 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会  
会 長 山 根 義 久  
(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

### 家 畜 農 場 に 対 す る 飼 養 衛 生 管 理 の 指 導 及 び 注 意 喚 起 に つ い て

このことについて、平成 21 年 8 月 24 日 付 け 21 消 安 第 5569 号 を も っ て 農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 動 物 衛 生 課 長 か ら 別 添 の と お り 通 知 が あ り ま し た の で、 貴 会 関 係 者 へ の 周 知 及 び 適 切 な 対 応 に つ い て 指 導 方 お 願 い し ま す。

このたびの通知は、今般、南米チリにおいて、七面鳥の新型インフルエンザ感染（H1N1 亜型ウイルス）が確認されたことを受け、本疾病の侵入及びまん延防止に万全を期すため、飼養衛生管理の徹底として、当面、  
①農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）の農場への立入りを禁じるとともに、人、車両の立入等に関する記録を保存すること、②農場の従事者や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること、③獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある家畜を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の家畜農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した農場に関する記録を保存することについて、都道府県畜産主務部長あて指導を依頼したので、本会にも協力を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第5569号

平成21年8月24日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしく申し上げます。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるようご指導方よろしく申し上げます。



写

21消安第5569号

平成21年8月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、今般、南米のチリにおいて、七面鳥の新型インフルエンザ感染（H1N1亜型ウイルス）が確認されました。つきましては、本疾病の侵入及びまん延防止に万全を期すため、当面、下記のとおり家きん農場に対する立入制限等の飼養衛生管理の徹底の指導をお願いします。

記

- 1 家きんへの新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）を農場へ立入らせないようにするとともに、人、車両の立入等に関する記録を保存すること。
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること。
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある家きんを診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の家きん農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した農場に関する記録を保存すること。

写

21消安第5569号

平成21年8月24日

家きん関連団体長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願いいたします。

また、貴職におかれましては、国内防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるようご指導方よろしくお願いいたします。